

高校職業学科の教育実践における 実習助手の職務に関する研究

— 工業科・農業科の事例を中心に —

An empirical study for practical assistant's tasks
of vocational courses in upper secondary level

— With a central focus on some industrial and agricultural high schools —

佐藤 史人

Fumito SATO

高校職業学科の教育実践における実習助手の職務に関する研究

－工業科・農業科の事例を中心に－

An empirical study for practical assistant's tasks of vocational courses in upper secondary level

－ With a central focus on some industrial and agricultural high schools －

佐藤 史人

Fumito SATO

(和歌山大学教育学部)

高校職業学科には、戦前から教職員のひとつとして「実習助手」が配置されてきたという歴史的経緯がある。実習助手は、専門教育の教育実践にはかけがえのない役割を果たし、学校教育活動の全般に渡る広範な職務内容を担っているにもかかわらず、戦前の不安定な身分、雇用条件等を克服していないこと、あるいは法令上の位置づけや職務内容の曖昧さなどに起因して、様々な問題が生じている。本研究では、工業科・農業科の事例研究を行いながら、高校職業教育の教育現場における実習助手の実態、とりわけ職務内容の実態を明らかにすることをねらいとしている。調査の結果、実習助手は教諭と共に教育活動に不可欠な教職員と考えられ、同時に、実習助手はその制度上の不備等からその職務内容や労働条件等に関して複雑な問題を抱えているが明らかになった。

キーワード：実習助手 高校職業教育 職務内容

1. はじめに

高校の実習助手は、職業学科のみならず理科、家庭科の普通教科に、あるいは視聴覚担当として配置されてきており、最近では総合学科への加配や新設教科である「情報」、「福祉」への配置充実が検討されている。

実習助手の配置は、現在では一定程度進んでいるとはいえ、戦前の不安定な身分、雇用条件等を克服していないこと、あるいは法令上の位置づけや職務内容の曖昧さなどに起因して、新たな問題が生じている。こうした状況の中で高等学校教職員組合が実習助手の待遇改善や制度改革について熱心に取り組んできた結果、都道府県単位で職名（呼称）変更や賃金改善などの面で成果をあげている。これに対して、これまでの教育学研究においては、実習助手についての制度的、歴史的研究はもちろん、その実態についてもほとんど取りあげられることはなかった。

2. 本研究の目的と方法

本報告は、職業学科における実習助手の職務内容を具体的に検討し、その役割と位置づけを実証的に解明することを目的とする。研究対象としては、とくに工

業科のシヨップ制による実習、農業科の農場の実習及びその管理運営における実習助手の実際の職務に着目し、高校職業教育におけるその特殊性を検討する。

具体的には、学校要覧・学校経営案などの校務分掌表や教職員一覧、学校誌の回顧録などの資料を基に、いくつかの高校の職場調査及び実習助手経験者に対する聞き取り調査を事例研究として実施する。

3. 職務内容に関する法令上の規定

3.1. 学校教育法による規定

学校教育全体を統括する「学校教育法」では、同法制定当初には実習助手の規定はなかった。その後1974年6月の改正(法律第70号)によって、「実習助手」を置くことができるという規定(第50条)が追加された¹⁾。その際、同第50条2に実習助手の職務について「実験又は実習について、教諭の職務を助ける」という規定も加えられた。

文部科学省はじめ都道府県教委は、同法のこの規定に「実験又は実習について」という限定があることを根拠として、たとえばホームルーム担任ができないなど、実習助手は特定の校務分掌にはつけない職種としている²⁾。

このほかにも実習助手の実際の職務としては、部活動や修学旅行などの引率について教諭と一緒に行うことは認めるけれども単独の引率は認めないなど制限がある³⁾。学校教育法の規定を根拠にするのであれば、部活動の引率は教諭と一緒にあっても「実験又は実習について」行うわけではないから、実習助手はこうした職務には一切従事できないことになり、県教委等の見解には矛盾がある。このように、職務内容が拡大されてきたのは教職員組合の運動の成果もあり、実習助手の職務の実態は複雑・多様で法制上の規定とは必ずしも一致していないことが伺われる。

3.2. 職業学科の実習助手について

高校職業教育においては学校教育法に先立ちその法制化が進んでいた。佐々木亨によれば職業学科における実習助手は、工業、農業、水産等に関しては旧学制下の実業学校の時期から「雇用人」などとして助手が配置されていた歴史があり、戦後の職業学科においてもこれを継承する形でその制度化は早くから企図されていた。「高等学校設置基準」は、実験・実習の果たす教育活動上の役割を職業教育に固有とするのではなく、高校教育全般にその重要性を認めるという理念から実習助手を「必置の教職員」として位置づけ、これを制度化した⁴⁾。

実習助手の職務に関する規定については、先の学校教育法の規定がしばしば引用される⁵⁾けれども、職業教育における実習助手については、産業教育振興法(1951年法律第228号)制定を契機にその後制度化された産業教育関連法が先んじてこれを規定している。「農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律」(1957年法律第145号、以下産業教育手当支給法とする。)は、58年の改正によって、手当支給の対象に工業科を加え、さらに実習助手も教員と同様とすることを規定した⁶⁾。その際に、同法の対象となる実習助手を以下のように規定している(第2条2)。

「前項の規定に関する国立⁷⁾の高等学校の実習助手であつて政令で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業若しくは電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業若しくは電波又は商船に関する科目について教諭の職務を助ける場合は、その者に対し、前項の規定の例により、産業教育手当を支給する。」

このように、一部の職業学科に限定されるとはいえ学校教育法の規定以前に「教諭の職務を助ける」という実習助手の職務を定めていることには注目できる。

さらに、同法に基づいて「産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める政令」(1958年政令第315号)、「産業教育手当支給規則」(1957年文部省令第17号、1958年改正省令第28号)が制定され、手当

支給の対象となる実習助手の職務は同規則によって具体的に以下のように規定されている。

第3条 産業教育手当の支給を受ける実習助手は、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目について教諭の職務を助けて行う次の各号に掲げる職務に従事する合計時間数が、その者の勤務時間の二分の一以上の者とする。

- 1 実習の指導並びにこれに直接必要な準備及び整理
- 2 実習の指導計画の作成及び実習成績の評価

この規定は、手当支給の対象となる職務を示しているだけなので、実際の職業学科の実習助手の職務の全容を示してわけではない。むしろ職業学科の実習助手の職務は、いわゆる産業教育に関する実験・実習の担当だけに限定されるものではなく、実態としては上記以外の職務に従事する場合も少なくないことを反映しているように思われる。それゆえ、産業教育の手当を支給する場合にはこうした条件のもとに限定する必要があると考えるべきであろう。

さらにこれらの規定で興味深い点は、実習助手の職務内容として、実習に関わる「指導」や「指導計画の作成・成績の評価」が明確に位置づけられていることである。後述の事例研究でも言及するけれども、実習助手は「教諭の職務を助ける」という位置づけからいわば「補助的な職種」にすぎないという教育現場での解釈があり、実質的に特定の職務について限定・制限されることが少なくない。たとえば、生徒への直接的な指導や実習レポートの評価・成績判定などへの実習助手の関与がすべて排除される実態があるけれども、この規定に従えば、実習助手が「教諭の職務を助ける」と位置づけられることと生徒の指導や成績評価等の職務を担うことは対立しないと考えられる。

以上は実習助手のうち産業教育手当支給法に関わる部分に限って規定しているもので、実習助手のその他の職務内容は法令上必ずしも明確かつ一貫して明示されておらず、実態としては多岐にわたる仕事を担っていると考えられる。

3.3. 実習助手の研修

実習助手の位置づけと職務内容に関連して、ここでは研修について整理しておく。現在でも実習助手は学校教育法においては「教員」と規定されていない。しかし、教育公務員特例法施行令(1949年制定政令第6号)の準用規定(第3条に追加、1997年政令第304号)に従って、実習助手も教育公務員特例法(1949年法律第1号、以下教特法)に定められる他の教育公務員と同様に「教員」の身分が準用されている。従って、現在では実習助手は「教員」と同様に教特法第20条に基づいて「研修の機会」が保障される。

実習助手の研修については、こうした準用規定の制定前にも後述ように都道府県あるいは学校によっては認められている場合があったけれども、出張に要する経費が認められないだけでなく、研修の機会そのものが実習助手には認められない場合もあったといわれる⁸⁾。

こうした研修についての相違は、以下のような事情が関係していると考えられる。前述したように、実習助手の法制化は高校設置基準に遡るけれども、実際には同基準は財源確保が十分ではなく、「省令」という法形式上の限界もあり、その配置の整備は1961年のいわゆる「高校標準法⁹⁾」の制定を待たなければならなかった。その間、実習助手の採用・雇用の実態は、戦前の学校長採用による「雇」や「傭」などの慣行を継承した経緯があり、きわめて不安定なものであった。

たとえば、和歌山県の場合には「私会計職員」という雇用制度があり、1986年度までは職業学科の実習助手だけでなくいわゆる事務助手・理科助手・図書助手などが定数内職員として雇用されていた。「私会計職員」であっても定数内職員であるから職務は県行政職の事務職員や県採用の実習助手と変わりが無い。しかし雇用形態はたとえば週18時間勤務の時間雇用などとされ、県公務員としての身分は与えられていなかった。

このような場合、高等学校の教職員であり正規の教職員と同様に勤務しながら、身分上は地方公務員ではない実習助手には研修が保障されなかったと考えられる。

4. 事例研究にみる実習助手の職務の実態

4.1. 事例研究1：A市立B工業高校機械科

同校は明治40年5月同市立A工業学校として開校、当時は旧制の尋常高等小学校高等科卒業を有資格とする4カ年制の工業学校で本科に機械科・建築科を、選科に機械科・建築科・分析科・家具科を設置していた。戦後は新制高等学校へと改組し、1949年度から1954年度には普通科を併置したが、その後改組を経て現在では機械科、建築科、電気科、都市工学科（1989年度までは土木科）、理数工学科（1993年度までは工業化学科）、機械電気科の6学科からなる工業高校である。

年度	機械科	建築科	電気科	都市工学科	理数工学科	機械電気科	合計
1983～85	5	3	4	3	3	3	21
1986	6	3	4	3	3	3	22
1987	5	3	4	3	3	3	21
1988	4	3	3	3	2	2	17
1989～92	4	3	2	3	2	2	16
1993	4	2	4	3	2	2	17
1994～99	3	2	3	3	1	2	14
2000～01	3	2	2	3	2	2	14

※B工業高校各年度『学校要覧』に基づき作成

この間の機械科の教諭の配置数は、1983～1993年度が9名、94年度以降は10名である。

4.1.1. 実習助手の配置

政令指定都市であるA市においては、従来行政職として採用した実習助手を1980年代から教育職に採用・任用替えする経過があった。また、職業学科の実習助手のうち教育職員免許法附則第11項の規定に基づいて「工業実習」等の免許を取得した者には、A市ではその職名を「実習講師」としている。B工業高校における実習助手・実習講師の配置は以下の表（※）の通りである。

4.1.2. 職務の実態

校務分掌について

校務分掌については、B工業高校固有の「出向」という制度を理解する必要がある。校務運営組織の主なもののうち教務課、生活指導委員会、進路指導委員会、図書課、生徒会顧問については定数があり、実習助手からの割り当て人数がそれぞれに定められている。これらの分掌につくことを同校では「出向」と呼ぶ。教務課・生活指導委員会・進路指導委員会の3つの担当は合計18名であり、そのうち1名が工業科所属の実習助手から選出される。同様に、図書課6名のうち実習助手は1名、生徒会顧問5名のうち実習助手は1名という割り当てになっている。6学科に所属する実習助手から毎年2～3名はこうして「出向」することとなっている。

同校における教員の受け持ち時数は週22時間と定められ、『学校要覧』には記載がないものの校内時間割には教諭とともに実習助手の時間割が明示されている。教諭・実習助手ともに「出向」の際には、受け持ち時数は2～3時間軽減されることが取り決められている。

校務分掌における教諭と実習助手の違いは、先の「出向」定数が異なるだけで、実習助手はいずれの課・委員会にも属することができる。しかし、同校においては以前から実習助手はホームルーム担任を担当することはできないため、それぞれの生徒により緊密に接する必要がある進路指導委員会にはこれまで実習助手が「出向」できなかったという。また、教務課はその職務が極めて繁忙ゆえ、実習助手が「出向」したケースは稀であるという。

以上のように校務分掌については、実習助手が特定

の分掌を強要されることはなく、むしろ実習助手の希望を尊重しているように思われる。しかし、ホームルーム担任ができないことによって実質的に制限を受ける場合もある。

実習における役割

前述の通り、受け持ち時数は週 22 時間で共通であるけれども、B 工業高校では、実習助手は実習のみを担当し、普通教室における授業、いわゆる「座学」を担当することはない¹⁰⁾。

機械科の実習では教員は特定のワークショップを担当し、生徒は 1 クラスを 10 人前後に班分けされ、各班ごとにそれぞれのショップをローテーションで巡る形態がとられる。従来 1 学科に 4～5 名の実習助手が配置されていたときには、教諭と実習助手がペアになり、特定のワークショップを担当していた。これまでの教育課程の変化に対応して実習の内容が変化していることから、設定されるワークショップも変化してきたという。以前の機械科は、鋳造、鍛造、溶接、切削、特殊機械加工などのショップがあり、それぞれに実習助手が担当として配置されていた。

経験年数が少なく、将来教諭への転身を目指す者には、それぞれ数年間ですべてのショップを担当させることもあるけれども、実習助手のショップ担当は原則的には固定化されてきたという。教諭が各自の専門分野に従って学科に所属することと同様に、実習助手の所属は学科ごとに固定化しており、これまでは他校へはもちろん同一校においても他学科への異動は原則的にはなかった。

ただし、現在では機械科に配置される実習助手が減ったこと、実習の内容が変化したことでショップの種類が増えたこと（現在同校機械科では、鋳造、鍛造、溶接、旋盤、フライス盤等の特殊工作機械、マシニングセンタ、制御の 7 つ）によって、実習助手が特定のショップのみを担当することはできない状況になっている。実習における実習助手の役割はショップ担当という点では変化してきているけれども、教諭とペアになり、一緒に生徒の各班を指導するという実習の形態は変わらない。

同校機械科では、実習において教諭と実習助手はいわば対等なパートナーとして生徒の指導にあたっている。実習の準備・後片づけや機械・工具類の保守・点検についても平等に担当することとなっているけれども、工場の管理については実質的に実習助手が担っているという。

工業教育における実験・実習における準備や後片づけは、単に収納場所から道具や測定器等を取り出し・戻すという単純な作業ではなく、たとえば旋盤の準備にはバイトの研削や特殊なジグの製作も含まれるように、一定程度専門性が必要とされる重要な職務である。先の産業教育手当支給法が支給対象となる実習助手の

職務内容を「実験に必要な準備と整理」と規定したことについて、このような職務が専門性を必要とするという認識に基づくものか、今後同法成立の経緯を検討しなければならない。少なくとも B 工業高校機械科の現在の実態としては、準備・後片づけの作業が補助的で単純なものとは考えられてはいないようである。これは実習助手の職務には教諭と同様、特定の分野における専門性が要求されることを示していると考えられる。

クラブ・部活動の顧問

部活動については、B 工業高校では単独での顧問はもちろん顧問の「チーフ」（1 つの部の顧問を複数の教員である場合の代表者をこう呼ぶという。）も担当することができる。生徒の引率等においても制限や条件をつけられることはこれまでもなかったという。

校内試験の業務

校内定期試験の作成には実習助手は直接関わらないけれども、試験の監督については校内の申し合わせによって、実習助手の経験が 5 年間以上の者については担当できる取り決めとなっている。ただしその場合でも監督の時数は原則的には教諭 5 時間に対して実習助手 3 時間とされ軽減されている。

研修と出張

B 工業高校機械科では、地区の工業高校機械科の教員によって組織される「A 市機械教育研究会」、「A 県機械教育研究会」、「C 地方機械教育研究会」に教諭・実習助手ともに加入している。これらの研究会が定期的に開催する研修会には、希望により実習助手も教諭と同様参加することが認められている。A 市教委主催の研修よりも、これらの研究会に参加したり持ち回りで主催することを機械科の研修として捉えているようである。実習助手がこうした研修に参加するために、受け持ちの実習の授業は教諭が代行するなど学科内で補い合っているという。

以上のような工業教育とりわけ機械科の専門分野に関わる研修とは別に、A 市教委及び A 市教育センターが主催する全市の教員を対象とする研修もある。これは、その案内¹¹⁾を学科内で回覧し、同様に実習助手も希望者はこれに参加することができる。

4.2 事例研究 2 : D 県立 E 農業高校園芸科

4.2.1 実習助手の配置

同校は明治 23 年 9 月に D 県農業学校として開校した。大正時代には農業科、林業科、養蚕科の 3 学科となり、その後農業土木科が新設された。戦後まもなく D 市立農業高校を吸収統合し、畜産科が新設され、昭和 30 年代に農村家庭科が新設された。その後改組を経て、現在は生産経済科、園芸科、畜産科、林業科、農業土木科、生活科学科、食品化学科の 7 学科からなる農業高校である。同校農業学科の 2002 年度の教諭・

	生産経済科	園芸科	畜産科	林業科	農業土木科	生活科学科	食品化学科
教諭	5	4	4	4	4	4	4
実習助手・講師	1	4	2	1	1	1	1
技師	2	0	1	0	0	0	0
合計	8	8	7	5	5	5	5

※ 2002 年度『学校要覧』に基づき作成

実習助手・技師の配置は次の表（※）の通り。

農場の運営に直接に関わる教職員は、D 県の場合には教諭・講師・実習助手・技師の 4 つの職名がある。さらに実習助手と技師は経験年数によって、主任実習助手、主任技師となることが出来る。上記の表に分類したように、実習助手が教育職員免許法附則第 11 項の適用によって単位を取得した場合、「講師」の発令を受けることができる。ただし、講師はいわゆる教諭への任用替えではないので、定数上は実習助手の枠内の雇用である。講師は、免許取得後 6 年（ただし経年 13 年以上の場合は 5 年）経過後、教科・論文・面接試験による任用替え試験¹²⁾に合格すれば、教諭になることができる。

技師は、採用の経緯、農場での職務内容ということでは実習助手とほぼ同様であるけれども、その身分は県行政職である。

4. 2. 2. 職務の実態

校務分掌について

基本的にはすべての校務を教諭・実習助手の別なく分掌できるという。しかし、実習助手はホームルーム担任ができないので、実質的には進路部、生徒部への所属はほとんどないという。今年度の農業科の実習助手の所属は福利厚生部や総務部があり、最も多いのは環境整備部である。同部は、普通高校に比べて格段に広い校内（農場・校舎・グラウンド等）の除草や清掃などを受け持ち、実働の時間がかかり必要とされ、また農場での仕事との共通性から実習助手が所属することが多いようである。

D 県全体で共通ではなく学校ごとに違いがあるけれども、E 農業高校をはじめ部活動の顧問を実習助手がすることは認められている。

農場での職務

E 農業高校の農場は、生活経済科・園芸科農場、園芸科果樹園、畜産科農場、食品化学科茶園、林業科演習林からなる。農場はこれらすべての総称であるけれども、通常は生活経済科・園芸科農場を指すことが多い。生活経済科・園芸科農場は、この 2 学科の他に生活科学科の実習にも用いられる。

上の表に示した農業 7 学科の教職員は、本校舎 4 号館に「農場管理実習室」に全員が机をもっている。同室は「実習室」という名称ではあるけれども、実質的

には農業科教職員室となっており、農場会議等はここで行われるようである。これとは別に各農場には控え室があり、実習助手・技師はそこに学科別に受注していることが多い。

農場長は全農業学科を代表して校長との折衝等を行う重要な位置づけと考えられるが、実際には各科長が個別に校長と折衝することが多く、実質的には学科間の調整をする役割を果たしているという。同校における農場長制度自体、7 年ほど前に新設されたものであるという。農場長（任期は 2～3 年で不定期）の選出は農業科教職員（技師を含む）による互選で、農業科比較的若手が選出されている。現在の農場長は教諭であるけれども、実習助手・技師がこれに選出される場合もないわけではないという。

生活科・園芸科農場の運営・管理は、両学科の教諭・講師・実習助手・技師によって行われている。農場で育成している作物の日々の世話は「当番実習」と呼ばれ、生徒が交代で休日含めて毎日これを行っている。その指導・監督には必ず教員が付くことになっており、すべての教職員が平等に分担している。さらに、先の学校隔週 5 日制導入時に、非常勤職員が全県的に配置され、今年度の完全週 5 日制の実施に伴いこの職員が土・日の農場の管理を行うこととなった。しかし、実際には作物の世話には連続性があるので、休日だけを非常勤職員に任せるというわけにはいかず、相変わらず土・日、長期休業中も出勤しているのが実状である。

他の学科、農場についても特徴を若干紹介する。食品化学科の茶園は、生活経済科・園芸科農場と隣接しており、作物の管理も共通性があるので、ほぼ一括して管理されている。農作物は時期によってはまったくない場合があるけれども、畜産科の乳牛、豚、鶏については毎日、朝・夕の世話があり、当番実習がさらに過密に行われている¹³⁾。最近では畜産科は学科の実習とは直接関係ないうさぎ・鴨・山羊なども飼育している。これは農業高校の地域との連携、貢献の活動の一環として、小・中学校の総合的な学習の時間の支援のために行っているものである¹⁴⁾。日々の細々した世話には、教諭よりも実習助手・技師があたるのが少なくない。

林業科は、夏休み中の総合実習（1 週間～10 日間）と春・秋の教科内実習¹⁵⁾（5 日程度）を演習林で行う。これらの実習以外には本校とは離れた演習林へは教職員も普段は出向くことはなく、実習助手の特別な職務

があるわけではない。また、農業土木科は校内の実験・実習施設内で実習を行うので、動植物の世話などの農場運営には直接関係しない。

生活経済科・園芸科農場における職務の分担

農場における職務の分担は、作物の種類によって決められている。E 農業高校の場合は、花卉、稲・野菜、果樹の3つの「コース」に当該2学科の教諭・講師・実習助手・技師が分属している。実習助手・技師も日々の当番実習では直接生徒に指導する。同様に授業として行われる実習においても、実習助手・技師が主導で生徒に指導することがある。ベテランの実習助手によれば、以前に比べて教諭の仕事が増え、農場へ来る機会が減っており、実習での役割も変化しているという。以前は教科の学習（座学）との関連で農場における実習を位置づけていたので、教諭から実習の内容・手順について実習助手等に指示があったけれども、現在では実習助手や技師に任せきりの場合もあるという。ただし、実習助手がいわゆる座学を担当することは全くなかった。

実習助手や技師はすべての「コース」を担当できないなければならないとされるが、これまでは「コース」担当を変更することはあまりなかった。以前は実習助手や技師は当該農業高校の特定学科を卒業した者を採用してきており、異動もほとんどなかった。現在では、共に県の公募制試験のよる採用であり、学校間・学科間の異動も頻繁に行われるようになってきている¹⁶⁾。こうした状況においては、これまでのように実習助手による特定「コース」の専任は出来なくなるという。

また、E 農業高校では、以前から還元金のために生産物の収穫を増加させるような農場経営はしてこなかったため、還元金制度との関係で実習助手が特別な職務を担うことはなかったという。

5. まとめ

今回の報告では職業学科における実習助手の職務内容の一端を示す具体的な事例を取り上げた。事例研究ゆえ、実習助手の職務を一般化して分析することは出来ないけれども、特徴的なことをまとめれば以下のようになろう。

機械科における授業においては、少人数班編制のローテーションによる効率的、集中的な実習が実施される。ここでは、実習助手は特定のワークショップにおける実質的な教育指導を担当しており、教育活動上不可欠な役割を担っていることがわかる。さらに道具や機器の準備、後片づけといった作業自体、補助的な職務とはいええない専門的な能力が要求されることもある。

農業関連学科の実習助手は、授業における実習の他にも農作物や家畜の世話など日常的な仕事が農場の運

営管理に必要な固有の職務としてあり、多様な専門性が要求される。

こうした重要な役割を担う実習助手ではあるけれども、たとえばホームルーム担任や部活動の引率などにおいて教諭の補助的な役割にとどめられる場合もあり、こうした状況が実質的に実習助手の職務の一部を制限している。

専門教育における実習が重要な位置を占める職業学科において、実習助手は教諭と共に教育活動に不可欠な教職員と考えられる。同時に、実習助手はその制度上の不備等からその職務内容や労働条件等に関して複雑な問題を抱えている。今後は時期、学科、または都道府県によって多様である実習助手の配置や職務の実態をさらに調査・検討し、その特徴を解明したい。

謝辞 本研究をまとめるにあたり、池上一郎、池上幸生、北岡紘一、北川秀明、小松賢治、佐々木享、澤村定克、村上美保子、吉田信夫の諸先生には多くの知見と示唆あるいは貴重な資料の提供を賜った。最後に記して謝意を表す。

注

- 1) 学校教育法制定時（1947年法律第26号）の第50条の規定は以下の通り。
高等学校には、校長、教諭及び事務職員を置かなければならない。
1974年に以下のように改正された。
第50条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。
- 2) 高等学校には、前項のほか、養護教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3) 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
- 4) 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。
- 5) 技術職員は、技術に従事する。
- 2) たとえば『和高教』号外「実習助手の制度改革・待遇改善を求めて—全員討議資料—」（1988年9月和歌山県高等学校教職員組合）
- 3) たとえば『福島高教組情報』（2001年11月25日福島県高等学校教職員組合）の部活動指導と生徒引率の福島県教委回答など。
- 4) 佐々木享「高校職業学科における実習助手制度の歴史—その形成過程を中心に—」（愛知大学短期大学部『研究論集』第24号、2001年12月）
- 5) たとえば「助手いや 教員と読んで」（『朝日新聞』1994年3月14日付）など。
- 6) 同法は1958年の改正で「農業又は水産に係る産

業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律」となった。

- 7) 同法第4条において、公立学校においても国立学校の規定を基準とすることが定められている。
- 8) 聞き取り調査によると、「実習助手は教諭を助ける位置づけだから、単独で自主的に研修する必要はない」という理由から自主的な研修活動はもとより県教委主催のいわゆる官製研修会への参加もできなかったという。
- 9) 「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(1961年法律第188号)
- 10) ただし、かつて同じA市立の他の工業高校においては、実習助手のホームルーム担任及び部活動顧問を認めていた学校もあった。その場合には実習助手が担任ホームルームの座学を受け持つこともあった。B工業高校においては以前から実習助手のホームルーム担任は認められなかったから、座学の受け持ちもなかった。このように、同じA市立学校においても以前は相違があったけれども、1998年頃から各校の管理職による制限が強まり、現在では全市的にホームルーム担任はできなくなっているという。
- 11) 聞き取り調査中にまさに回覧していたA市教育センター主催の研修の案内では、教員経験10年次人権教育研修会、中・高等学校社会科研修会、高等学校生徒指導主事研修会、養護教育教養講座Ⅱ「学習障害(1)」、人権教育推進教職員研修会講演会(3)、いじめ・「不登校」等研修会(1)など。
- 12) 日高教実習教員部会資料2000年度版より。
- 13) ただしD農業高校畜産科の主要な畜産は鶏卵である。鶏の場合、病気の感染防止のため、一定期間ですべての鶏を鶏舎から入れ替える(オールイン・オールアウト)ので、まったく休止状態の時期もある。
- 14) 『わが町・わが校の教育改革』D県教育委員会編2002年3月
- 15) 教科「育林」、「野菜」、「測量」等の学習内容(座学)と関連づけた実習。
- 16) 学科による職務内容の差や長期勤続者の増加が農業教育に影響を及ぼしているという観点から、D県産業教育協議会は県教委に実習助手等の異動の促進を提言した結果、昨年度大幅な異動が実施された。

